

配 当 課 税 の 見 直 し 案

【現 行】

区 分	概 要	
	所 得 税	住 民 税
利益の配当・剰余金の分配等	総 合 課 税 (20%の源泉徴収)	総 合 課 税
	源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	
	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非 課 税

(注) 総合課税においては配当控除の適用あり

配当控除率	所 得 税	住 民 税
・ 課税所得金額が1,000万円以下の部分	10%	2.8%
・ 課税所得金額が1,000万円超の部分	5%	1.4%

【見直し案】

(大口以外の上場株式等)

所 得 税 ・ 住 民 税
20%源泉徴収 (申 告 不 要)
※ 1. 所得税15%、住民税5% 2. 総合課税(配当控除適用)の選択可

今後5年間 (H 15.4 ~ H 20.3)
源泉徴収税率 20% → 10%